



2020年1月6日

各位

会社名 株式会社 中村超硬
 代表者名 代表取締役社長 井上 誠
 (コード番号: 6166 東証マザーズ)
 問合せ先 取締役社長室長 藤井 秀亮
 (TEL. 072-274-1072)

第三者割当により発行された第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の
 月間行使状況に関するお知らせ

当社が2019年1月15日に発行いたしました、EVO FUNDを割当先とする第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の2019年12月の月間行使状況につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

1. 銘柄名	株式会社中村超硬第8回新株予約権
2. 対象月間の交付株式数	1,000,000株
3. 対象月間中に行使された新株予約権の数及び 新株予約権の発行総数に対する行使比率	900,000個 (発行総数 1,000,000個に対する割合: 90.0%)
4. 対象月間の前月末時点における 未行使新株予約権数	1,000,000個
5. 対象月間の月末時点における 未行使新株予約権数	100,000個

6. 対象月間における行使状況

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予 約権の個数(個)
	新株(株)	移転自己株式(株)		
12月2日(月)～ 12月3日(火)	—	—	785	—
12月4日(水)	500,000	—	753	500,000
12月5日(木)～ 12月10日(火)	—	—	753	—
12月11日(水)～ 12月17日(火)	—	—	988	—
12月18日(水)～ 12月24日(火)	—	—	934	—
12月25日(水)	100,000	—	868	100,000
12月26日(木)	100,000	—	868	100,000
12月27日(金)	200,000	—	868	200,000
12月30日(月)	—	—	868	—

※ 対象月の前月末時点における発行済株式数: 9,020,900株〔うち自己株式数: 0株〕

7. 行使制限に関する状況（上場規程第 434 条に基づく行使制限の遵守状況）

① すべての回数を合算した 交付株式数	② 発行の払込日時点における 上場株式数	③ 行使制限に係る行使比率 (①/②)
900,000 株	5,020,900 株	17.93%

8. 行使制限の超過について

当社は、EVO FUND との間で、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、原則として、単一歴月中に割当先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点である 2019 年 1 月 15 日における上場株式数の 10%を超える場合には、当社は当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨の買取契約を締結しております。

当該制約に対し、当社は、有利子負債の額が手元流動性に比し高水準の状態にあり、早期に財務基盤の安定化を図る必要があったことから、有価証券上場規程施行規則第 436 条第 5 項第 4 号に基づき、新株予約権の行使価額が発行決議日（2018 年 12 月 27 日）の終値である 860 円以上の場合には、上記の制限を超えて行使できる旨、同契約において定めております。

これらの規定に基づき、上記のとおり、行使制限を超えて新株予約権の行使がなされたものです。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2018 年 12 月 27 日公表の「第 6 回乃至第 8 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行ならびに新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー・プログラム)及び無担保融資ファシリティ契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上